

# 島根県報

平成30年5月22日 (火)

第 3,007 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

(消防総務課) 13

# **国** 次

# 【規 則】

消防設備士試験の実施

E//- //42		
島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(防災危機管理課)	2
島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(自然環境課)	3
【告示】		
平成30年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	4
生活保護法の規定による医療機関の指定	(地域福祉課)	5
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	5
生活保護法の規定による指定医療機関の事業再開の届出	( " )	5
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定	(高齢者福祉課)	6
配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定		
保安林の指定(2件)	(森林整備課)	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変	(中小企業課)	7
更の届出 (3件)		
建築基準法の規定による道路の位置の指定	(建築住宅課)	12
【特定調達公告】		
空港用10,000立級大型化学消防車調達に係る一般競争入札の落札者等	(港湾空港課)	12
【雑報】		

## 公布された条例等のあらまし

#### ◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (規則第62号)

1 規則の概要

救助費用の単価を改定することとした。(第4条・第5条・第7条・第11条・第14条・第14条の4・第26条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

#### ◇島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(規則第63号)

- 1 規則の概要
  - (1) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為を追加することとした。(第20条関係)
  - (2) 普通地域内における届出を要しない行為を追加することとした。(第22条関係)
  - (3) その他規定の整理
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第62号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則(昭和33年島根県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「5,516,000円」を「5,610,000円」に改める。

第5条第2項中「1,130円」を「1,140円」に改める。

Γ

第7条第3項第1号の表中

円 18, 400	円 23, 700	円 34, 900	円 41,800	円 52, 900	円 7,800	を
30,400円	円 39, 500	円 54, 900	円 64, 200	80,800	円 11, 100	<u>*</u>

円 円 円 7,800 18,500 23,800 35, 100 42,000 53, 200 円 64, 500 30,600 39, 700 55, 200 81, 200 11, 200

に改め、同項第2号の表中

8, 100 円	円 12, 100	円 14, 700	18,600円
円	円	円	円

を

第3,007号 島 根 県 報 平成30年5月22日

12,700 18,000 21,400 27,000

Γ

٠.					
	8,100 円	円 12, 200	円 14,800	18,700円	に見
	12,800	円 18, 100	円 21,500	四 27, 100	ر (دی
					١.

に改める。

第11条第2項中「574,000円」を「584,000円」に改める。

第14条第3項中「210,200円」を「211,300円」に、「168,100円」を「168,900円」に改める。

第14条の4第2項中「135,100円」を「135,400円」に改める。

第26条第1号ア中「23,200円」を「22,700円」に改め、同号イ中「15,700円」を「15,300円」に改め、同号ウ中「15,500円」を「15,200円」に改め、同号オ中「16,400円」を「16,200円」に改め、同号カ中「20,600円」を「21,300円」に改め、同号キ中「18,800円」を「19,400円」に改め、同号ク中「20,400円」を「21,100円」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第63号

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則(昭和36年島根県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第20条中第11号の5を第11号の6とし、同号の次に次の7号を加える。

- (II)の7 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備の改築又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)をすること。
- (II)の8 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること (色彩の変更を伴わないものに限る。)。
- (11)の9 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。
- 印の10 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。
- (II)の11 島根県希少野生動植物の保護に関する条例(平成22年島根県条例第13号)第30条第1項に規定する認定保護管理事業等(以下この条において「認定保護管理事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。
- (II)の12 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。
- (II)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。

第20条第11号の4の次に次の1号を加える。

(II)の5 境界標(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

第20条第17号の次に次の1号を加える。

17)の2 認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第20条第18号中「(平成16年法律第78号)」を削り、同条第18号の12中「(平成22年島根県条例第13号)」を削り、同条第27号の2の次に次の2号を加える。

② の2 の2 認定保護管理事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

②の2の3 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に これらを表示すること。

第20条第28号の2の次に次の1号を加える。

(28)の2の2 認定保護管理事業等の実施のために条例第11条第4項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、 又は損傷すること。

第20条第28号の8の次に次の1号を加える。

(28) の8の2 認定保護管理事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しく は損傷すること。

第20条第28号の10の次に次の1号を加える。

(28)の10の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第20条第28号の14の次に次の1号を加える。

図の14の2 認定保護管理事業等の実施のために動物を放つこと。

第20条第28号の18イ中「、農作物」を「又は農作物」に改める。

第22条第1号中「第11号の5」を「第11号の13」に、「第27号の2」を「第27号の2の3」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告示

#### 島根県告示第359号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成30年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集種目

男性・女性 自衛官候補生 (陸上・海上・航空自衛隊)

2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者

3 応募締切

平成30年6月22日(金)

4 試験期日

平成30年6月23日 (土)

5 試験会場

陸上自衛隊出雲駐屯地

出雲市松寄下町1142-1 (電話0853 (21) 1045)

- 6 試験科目
  - (1) 筆記試験(国語・数学・社会・作文)
  - (2) 口述試験・適性検査・身体検査
- 7 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

8 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10 (電話0852 (21) 0015)

#### 島根県告示第360号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
沖田医院	浜田市殿町3-1	平成30年4月1日
ふじわら眼科クリニック	大田市大田町大田口1181番地2	平成30年5月1日
秦野歯科医院	雲南市木次町下熊谷1541-1	平成30年4月1日
さくら薬局	雲南市大東町飯田117-7	平成30年3月22日
つのづ薬局	江津市都野津町2363-12	平成30年4月1日
とびうお薬局	大田市大田町大田口1181番地19	平成30年5月1日

#### 島根県告示第361号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
はまもと整形外科呼吸器内科クリニック	松江市大庭町1801番地1	平成30年3月31日
沖田病院	浜田市殿町3-1	平成30年3月31日
秦野歯科医院	雲南市木次町下熊谷1541-1	平成30年3月31日
つのづ薬局	江津市都野津町2363-12	平成30年3月31日
たまがわ薬局	江津市桜江町市山279-15	平成30年4月1日
エスマイル薬局 乙吉店	益田市乙吉町イ107-8	平成30年3月31日

#### 島根県告示第362号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の再開の届出があった

ので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	再開年月日
渡辺眼科医院	出雲市大津町1101-2	平成30年3月30日

#### 島根県告示第363号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
日本調剤 島大薬局	出雲市塩冶町89-1	平成30年3月1日

#### 島根県告示第364号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
  - 大田市大森町字責倉谷イ1336、イ1338
- 2 指定の目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第365号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
  - 大田市温泉津町福光ハ1431-1、ハ1730
- 2 指定の目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第366号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ひまり大庭店・バースデイ大庭店・セリア大庭ショッピングタウン店・ドラッグストアウェルネス大庭店 島根県松江市大庭町1803-1

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮 貴司 島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1 株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 JA三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行 東京都中央区銀座八丁目13番1号 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- (3) 変更した事項

大規模小売店舗(ドラッグストアウェルネス大庭店)を設置する者の住所 (変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号 (変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(4) 変更の年月日

平成30年1月1日

2 届出年月日

平成30年5月14日

- 3 届出及び添付書類の縦覧場所 松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第367号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアウェルネス神門店 島根県出雲市神門町869番外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号 (変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(4) 変更の年月日

平成30年1月1日

2 届出年月日

平成30年5月14日

- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
  - 出雲市経済環境部商工振興課(出雲市今市町70)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第368号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	岡崎 双一	
(株)フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ (株)	広島県広島市中区上八丁堀4-1	伊藤 弘人	
(株) アローズコーポレーション	大阪府大阪市北区梅田2-2-2	弓立 昌輝	平成28年3月31日退店
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	中尾 行雄	
エイチ・アンド・エム ヘネス・	東京都渋谷区宇田川町33-6	クリスティン	
アンド・マウリッツ・ジャパン		エドマン	
(株)			
エムテック・ビーケー (株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
(株)音光	広島県広島市西区横川新町13-24	岡田 光由	
クレアーズ日本 (株)	東京都中央区日本橋人形町1-1-11	山口 義貴	
(株)コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	吉竹 英典	
(株)澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株) ジーフット	愛知県名古屋市千種区今池3-4-10	堀江 泰文	
(株) ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	伊達 儇	
(株) ジェニィ	大阪府大阪市中央区安土町1-5-8	平原 亮太	平成28年8月31日退店
(株) ストライプインターナショ	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	
ナル			
(有) ストローアンドウェイ	島根県松江市浜乃木1-5-88	仙田 道生	平成29年7月23日退店
<u></u>			

(株) セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合	映治	
(株) CHELSEA New	石川県金沢市上安原南98-2	北方	康弘	
York				
(株) ディーエイチシー	東京都港区南麻布2-7-1	高橋	芳枝	
(株) テレプラザ	鳥取県米子市米原5-3-36	野田	文和	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山	剛史	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原	英一郎	
(株) 日本テレメッセージ	東京都豊島区高松1-11-16	中村	直樹	平成30年1月14日退店
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町1-2-3	治山	正史	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信	良	
フクハラ アシャール (株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原	健治	
(株) 二葉屋	東京都港区虎ノ門4-3-1	五十崖	1、 榮一	平成29年5月14日退店
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野	昇平	
(有) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根	一利	
ブランシェス (株)	大阪府吹田市江坂町2-1-11	坂入	良久	平成29年9月30日退店
(株) プラネット・アース	佐賀県佐賀市駅前中央2-2-10	西田	行孝	
(株)べべ	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-2	岡本	吉史	平成28年8月31日退店
(有) 細川商店	鳥取県米子市両三柳2366-7	細川	忠義	平成29年5月31日退店
(株) MASAYA	岡山県岡山市北区表町2-6-56	高田	輝彦	
(株) 松江三和部品商会	島根県松江市矢田町168-6	村上	浩	
(株) メガスポーツ	東京都中央区日本橋蛎殻町1-36-5	南山	学	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区袋町1-23-102	田中	登志子	
(株) めのや	島根県松江市嫁島町14-13	新宮	正朗	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783-20	神田	実	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻 1 -11-1	横内	達治	
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	上山	健二	

# (変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	岡崎 双一	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ (株)	広島県広島市中区上八丁堀4-1	伊藤 弘人	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	島 秀佳	平成29年1月30日代表
			者変更
エイチ・アンド・エム ヘネス・	東京都渋谷区宇田川町33-6	クリスティン	
アンド・マウリッツ・ジャパン		エドマン	
(株)			
エムテック・ビーケー (株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
(株) 音光	広島県広島市西区横川新町13-24	岡田 光由	
クレアーズ日本(株)	東京都中央区日本橋人形町1-1-11	山口 義貴	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	吉竹 英典	
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	

(株) ジーフット	愛知県名古屋市千種区今池3-4-10	堀江 泰文	
(株) ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	高山 克己	平成28年4月5日代表
			者変更
(株) ストライプインターナショ	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	
ナル			
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 映治	
(株) CHELSEA New	石川県金沢市上安原南98-2	北方 康弘	
York			
(株) ディーエイチシー	東京都港区南麻布2-7-1	高橋 芳枝	
(株) テレプラザ	鳥取県米子市米原5-3-36	野田 文和	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1-48-14	木山 剛史	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
横山化成(有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	平成30年3月16日入店
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町1-2-3	治山 正史	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アシャール (株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	平成30年3月29日名称
			変更
日本メナード化粧品(株)	愛知県名古屋市西区鳥見町2-130	野々川 純一	平成30年2月17日入店
(株) プラネット・アース	佐賀県佐賀市駅前中央2-2-10	西田 行孝	
(株) MASAYA	岡山県岡山市北区表町2-6-56	高田 輝彦	
(株) さんわファクトリー	島根県松江市矢田町168-6	村上 浩	平成28年10月12日名称
			変更
(株)メガスポーツ	東京都中央区日本橋蛎殼町1-36-5	石塚 幸男	平成30年3月21日代表
			者変更
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区袋町1-23-102	ディミアンホ	平成30年4月1日代表
		ール	者変更
(株) めのや	島根県松江市嫁島町14-13	新宮 寛人	平成29年4月1日代表
			者変更
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻 1 -11-1	川﨑 純平	平成30年4月1日代表
			者変更
(株) スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	長元 明	平成29年4月1日名称
			及び代表者変更

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成30年5月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所 出雲市経済環境部商工振興課(出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第369号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築 基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第10条の規定により告示する。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

鹿足郡吉賀町沢田153番1の一部、155番3の一部、165番の一部、166番の一部、167番1の一部、167番3の一部

2 道路の幅員

4.50メートル

3 道路の延長

60.54メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、側溝及び地先境界ブロックにより標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成30年5月11日 第1号

備考

別紙図面は、益田県土整備事務所及び吉賀町役場に備えて一般の縦覧に供する。

# 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成30年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

空港用10,000立級大型化学消防車 1台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

平成30年3月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社出雲ポンプ出雲営業所 所長 梅田 英明 島根県出雲市浜町322-2

5 落札金額

114,372,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 特例公告を行った日

平成30年2月9日

雑

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成30年度第1回消防設備 士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の12第1項の規定により公示す る。

平成30年5月22日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

- 2 試験の日時及び場所
  - (1) 試験の日時

平成30年8月26日(日) 午前の試験 9時00分から (8時30分には集合すること。) 午後の試験 13時30分から (13時00分には集合すること。)

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

- 3 受験手続
  - (1) 受験願書提出先
    - ア 書面申請
      - 一般財団法人消防試験研究センター島根県支部(持参又は郵送のこと。)
    - イ 電子申請
      - 一般財団法人消防試験研究センターのホームページ (http://www.shoubo-shiken.or.jp)
  - (2) 受験願書受付期間
    - ア 書面申請

平成30年6月25日(月)から同年7月9日(月)まで (郵送の場合は、7月9日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

イ 電子申請

平成30年6月22日(金)午前9時から同年7月6日(金)午後5時まで (受付期間中、24時間受け付ける。)

#### (3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,700円

乙種消防設備士試験 3,800円

## 4 その他

#### (1) 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター(事 務所)、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会

(2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

#### (3) 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 FAX 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土、日曜日及び祝日を除く。)